

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,102	2,642	△540	△ 20.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,102	2,642	△540	△ 20.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	48,716	48,999	△283	△ 0.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	48,716	48,999	△283	△ 0.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		2,454	3,301	△847
(内訳)	福祉貸付	1,317	1,888	△571
	医療貸付	1,137	1,413	△276

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		2,515	3,175	△660
(財源)	財政投融資	2,102	2,642	△540
	財政融資	2,102	2,642	△540
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	413	533	△120
	一般会計補給金	27	27	—
	一般会計交付金	23	24	△0
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	2,858	2,904	△46
	借入金等償還	△2,685	△2,603	△82
	その他	△10	△19	9

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るため、整備計画に基づき必要となる社会福祉施設や機能分化・連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進する施設の設置者に対して、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

これらの施設の主な経営主体である社会福祉法人や医療法人は、非営利で公共性が高く、財務基盤も脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金の調達は困難であり、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

特に少子・高齢化の進展とともに、団塊の世代が後期高齢者となり医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備は重要な課題であり、国の財政状況が厳しい中、効率的なサービス提供体制を確保するため、政策的誘導を行う機構融資の役割は引き続き重要なものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

福祉・医療分野において増大するニーズに対して、限られた資源のもと効率的にサービスを提供する体制を確保するため、福祉医療政策に沿って融資条件の見直しを適切に行いながら、事業者の円滑な施設整備・経営を支援している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

民業補完性を確保する観点から、政策的ニーズを踏まえ、融資制度の適切な見直しを実施している。また、平成17年度から福祉貸付事業、平成27年度から医療貸付事業において、それぞれ協調融資制度を導入し、さらに、平成29年度から融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資の利用を前提とするなど、民間金融機関と協調した融資を一層促進しているほか、融資や経営診断を通じて得た福祉医療のノウハウ等を民間金融機関等に提供する取組みを実施している。

<融資制度見直しの具体的な事例>

(福祉貸付)

- ・待機児童解消に資する保育関連施設等や補助金等の交付対象事業など、政策的な優先度が高い施設・事業に限定し、融資条件の優遇措置の拡充を講じている。
- ・融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業、有料老人ホームや営利法人が行う介護事業等について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。

(医療貸付)

- ・病院向けの融資は原則的に建築資金に限定し、機械購入資金は先進医療等に使用する高額な医療機器（5,000万円以上で民間金融機関が融資しないものに限定）、長期運転資金は、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なもののみとしている。
- ・大規模な500床以上の病院に対する融資は、政策優先度が高い5疾病・5事業等を行う事業に限定し、管理部門は融資対象外としている。
- ・その他、融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度及び3年度においては、建築工事費の高止まり等により整備計画が進まなかったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療・福祉事業者に資金繰り支援を行うための新型コロナウイルス対応支援資金について、十分な予算枠を確保し実施したことから、資金需要が予算の範囲内に収まり、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

令和4年度においては、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした世界的な原油価格・物価高騰等に伴い建築工事費がさらに高騰し、整備計画の見直しや工期の遅れが生じたこと、また、新型コロナウイルス対応支援資金についても、令和2年度及び3年度と同様に十分な予算枠を確保し実施したことから、資金需要が予算の範囲内に収まり、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

これらを踏まえ、令和6年度要求において、福祉貸付事業については、引き続き、過去の実績に基づく資金交付率等を見直すとともに、需要調査結果を基に算出し、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

医療貸付事業についても、令和5年度の計画時の資金需要に対する当初予測に令和4年度実績や直近の融資申込状況等を踏まえて見直しを行い、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	2年度	3年度	4年度
運用残額	8,154億円	11,077億円	4,903億円
運用残率	32.6%	65.6%	57.2%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和6年度における財投機関債の発行内容

【一般勘定】

年 限	10年
発行予定額	200億円
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

(参考) 令和5年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

【一般勘定】

年 限	10年
発行予定額	200億円（うち100億円発行済）
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）
格 付	(AA+) を取得

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

2. 要求の考え方

【一般勘定】

満期一括償還である債券と元金均等償還である貸付との間でキャッシュフローの乖離が生じるという問題があるものの、財投改革の趣旨を踏まえ、自己資金等の状況を勘案し、令和6年度においては200億円を要求している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

《福祉貸付・医療貸付共通》

① GX実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速

☞「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」

IV. GX・DX等への投資

2. GX・エネルギー安全保障

（4）社会全体のGXの推進

等

② 精神科病院の整備事業に係る融資条件の優遇措置（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

☞「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

（5）豊かで魅力あふれる地域づくり

①質の高い教育、医療サービスの提供

等

《福祉貸付》

① 建築資材等の高騰に対する対応（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第4章 中長期の経済財政運営

3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

等

② 産後ケア事業に係る融資制度の創設（新規要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

☞「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

等

③ 障害福祉サービス事業の整備に係る融資条件の優遇措置期間の延長（継続要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

等

《医療貸付》

① 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇措置期間の延長（継続要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

☞「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

3. 政策間連携

⑤社会保障制度改革等との連携

等

② 医療従事者の働き方改革支援資金に係る融資条件の優遇措置期間の延長（継続要求）

☞「経済財政運営と改革の基本方針2023」

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

☞「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

3. 政策間連携

⑤社会保障制度改革等との連携

等

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人福祉医療機構）

1. 政策的必要性

独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通並びに病院・診療所等の設置等に必要な資金の融通を行い社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立されている。

国の福祉政策や医療政策の着実な推進を図るため、社会福祉施設や医療施設等の整備にあたっては、国や地方公共団体からの補助制度と連携して、設置者に対して長期・固定・低利の資金を融通しているところである。

資金の融通にあたっては、国の信用に基づいて調達した財政融資資金を活用することにより、施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人が持続的かつ安定的な施設経営を行えるとともに、福祉・医療・介護サービスの利用者の負担を軽減したサービスを国民に提供することができるものである。

2. 民業補完性

福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るため、整備計画に基づき必要となる社会福祉施設や医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進する施設の設置者に対して、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

また、これらの施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人は、税制上の優遇や補助金等の政策的支援が行われているものの、国の厳しい財政事情のもと、補助金の規模や補助率が縮減されてきている状況である。特に、少子・高齢化の進展とともに団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備が必要なことから、金融機能として政策的に支援できる機構融資を活用することが不可欠である。

さらに、社会福祉法人や医療法人は、非営利であり、収入源が診療・介護報酬等の公定価格であるため低収益構造であること、また、人員配置等の規制や公共性という観点から求められる経営の持続性等により、経営・財務基盤が脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金の調達は難しいことから、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

3. 有効性

長期・固定・低利の特徴を活用し、政策的に優先度の高い分野や災害からの復旧・復興など緊急性の高いものについて融資条件の優遇措置等を講じるなどメリハリをつけた融資を行うことで、限られた財源による国の補助金等の政策支援を補完して、福祉医療のサービス提供の基盤整備や効率化を推進し、事業の効率性・租税負担抑制等を図っている。

なお、平成24年度から令和3年度の10年間に於いて、福祉貸付事業では、民間の社会福祉施設に対して、施設数で8千施設、定員数で40万9千人分の整備を支援し、医療貸付事業では、医療関係施設に対して、施設数で1千1百施設、病床

等数で2万3千人分の整備を支援したところである。

機構融資による主な施設の整備状況としては、次のとおりである。

区 分	機構融資による整備状況	(参考) 民間施設の定員※
老人福祉施設	14万3千人	70万9千人
障害者福祉施設	2万4千人	13万6千人
児童福祉施設	24万2千人	223万9千人
福祉貸付事業(計)	40万9千人	308万4千人
病 院	7千人	115万8千人
介護老人保健施設	1万6千人	36万2千人
医療貸付事業(計)	2万3千人	152万人

※民間施設の定員は令和3年10月現在の定員数

4. その他

令和4年度実績における貸倒償却率(貸付金残高に対する償却額の割合)、延滞率(貸付金残高に対する危険債権と破産更生債権及びこれらに準ずる債権の残高の割合)は、以下のとおりともに低く、償還確実性が確保できていると考えている。

福祉貸付事業	貸倒償却率	0.01%
	延滞率	0.87%
医療貸付事業	貸倒償却率	0.03%
	延滞率	1.17%

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 決算についての総合的な評価

4 年度の実績は、新型コロナウイルス対応支援資金を含む貸付金の貸倒引当金繰入の増等により、当期総損失（△20,698 百万円）を計上した。なお、運営費交付金等については、適正な執行が図られたものと評価している。また、令和6年度予算要求においては、当該事業実績を加味した適正な必要額を要求していくこととしている。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰り支援が予算の範囲内に収まったことによる貸付金残高の減

○負債 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰り支援が予算の範囲内に収まったことによる借入金残高の減

○純資産 当期末処理損失の増に伴う減

(2) 費用・収益の状況

○費用 貸倒引当金繰入の増のほか、財政融資資金の平均残高の減と平均利率の低下による借入金利息の減及び財投機関債の平均利率の低下による債券利息の減

○収益 貸付金の平均残高の減による貸付金利息の減

(「費用」及び「収益」に係る決算の状況は、貸付事業に係る科目の増減要因について記載している。)